

はじめに

連結納税制度は抜本的な見直しが行われ、令和4年（2022年）4月1日以後開始事業年度から「グループ通算制度」に移行しました。平成14年（2002年）に創設された連結納税制度は、国内の100%企業グループを1つの法人とみなして親会社がグループ全体の法人税の申告と納付を行う制度であり、グループ内の損失を共同利用する損益通算等のメリットがあることから、グループ内の組織再編を後押しするなど、企業グループの一体的経営を進展させ、競争力を強化する中で有効に活用されてきました。一方で、税額計算の煩雑さや税務調査後の修更正に期間を要すること等の事務負担を理由に制度を選択しない法人も多く存在しています。グループ通算制度は、グループ内法人間の損益通算や外国税額控除及び試験研究費控除のグループ調整計算は維持しつつ、申告・納付は各法人が個別に行う仕組み（個別申告方式）に制度を簡素化し、修更正があった場合の他のグループ会社への影響を遮断する仕組みを導入するなど、企業における事務負担の軽減や課税庁の事務負担等の増加等に対応する制度として設計されています。ただし、組織再編税制への整合性や租税回避を防止する観点から含み損等の利用を制限する措置の追加や個別申告方式に移行することを踏まえて親会社の制度適用前の欠損金は子会社と同様に自己の所得の範囲内のみ控除できる特定欠損金となる等、連結納税制度と比べて不利となる可能性のある制度も設けられています。

この新制度の施行に伴い、従来から連結納税を適用していたグループが新制度に移行する、あるいは連結納税を適用していなかつた法人が新たに新制度を適用することが考えられます。

本書では、グループ通算制度の仕組みとポイントを解説するとと

もに、いくつかの事例において有利・不利の判定シミュレーションを行い、制度適用の判断材料を提供しています。

長引くコロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻による物価上昇などの経済をとりまく環境変化が、あらゆる事業領域において大きな影響を与えています。複数の事業を展開している企業グループにおいて、新制度の選択はグループ全体の税負担の適正化につながり、グループの競争力強化の一つの手段になり得ると考えられます。実際に多くの企業がすでに連結納税からの移行を含め、新制度の適用を進めています。

ますます複雑化していく法人税制の中で、本書がグループ経営に携わる皆様のお役に立てることを心より願っています。

最後になりますが、本書の刊行に当たってご尽力いただいた株式会社日本法令の竹瀬学氏、田村和美氏に感謝致します。

2023年1月

EY 税理士法人
執筆者一同

目 次

第Ⅰ章 連結納税制度からグループ通算制度へ ～抜本改正の背景

1	制度改正の趣旨・背景	2
1	事務負担の軽減を図る観点からの簡素化	2
2	経営形態の選択に対する中立性	2
2	連結納税制度との比較	5

第Ⅱ章 グループ通算制度の基本的仕組み

1	適用法人	14
1	通算制度の適用を受けようとする場合	14
2	完全支配関係と通算完全支配関係	15
3	通算親法人となることができる法人	15
4	通算子法人となることができる法人	17
5	経過措置	19

(2)	適用方法	21
1	通算承認を受けようとする場合（原則）	21
2	親法人の設立事業年度の承認申請特例	23
3	親法人の設立事業年度の翌事業年度の承認申請特例	23
4	設立事業年度等の承認申請特例の承認の手続及び効力	25
5	申請の却下	26
(3)	納税主体等	28
1	個別申告方式	28
2	連帯納付の責任	28
(4)	事業年度	30
(5)	申告及び納付	31
1	青色申告との関係	31
2	中間申告	33
3	電子申告	36
4	通算税効果額の精算	38
5	申告期限の延長	46
(6)	所得計算及び法人税額の計算	52
1	損益通算	52
2	繰越欠損金の通算	66
3	税率	82
4	税額控除（概要）	87

5	中小法人等向け措置	88
7	修更正があった場合の処理	95
1	遮断措置	95
2	遮断措置が適用される項目	95
8	開始・加入	99
1	みなし事業年度	99
2	時価評価資産の時価評価	103
3	欠損金・譲渡等損失の損金算入制限	115
9	離脱	133
1	承認の取消し・再加入制限	133
2	みなし事業年度	138
3	離脱時の時価評価	141
4	投資簿価修正	147
10	租税回避防止規定	161
11	その他（税務調査、質問検査権、所轄）	163
1	税務調査	163
2	質問検査権	163
3	所轄	164
12	地方税	165

1	住民税	165
2	事業税	167

③ 税効果会計 169

1	税効果会計基準の基本的な考え方	169
---	-----------------	-------	-----

第Ⅲ章 グループ調整計算(1)
～所得調整

① 受取配当等の益金不算入額 189

1	株式等の区分判定	190
2	関連法人株式等に係る負債利子控除額	191
3	遮断措置	193
4	基準日及び効力発生日	196
5	連結納税制度・単体納税制度との比較	196

② 外国子会社配当等の益金不算入 198

1	外国子会社配当等の益金不算入額の計算	198
2	連結納税制度・単体納税制度との比較	200

③ 寄附金の損金不算入 201

1	寄附金の損金不算入額の計算	201
2	連結納税制度・単体納税制度との比較	202

④	交際費等の損金不算入	203
1	交際費等の損金不算入制度	203
2	通算法人の取扱い	204
3	中小通算法人の定額控除限度額	204
4	遮断措置	205
5	通算定額控除限度分配額の計算例	206
6	連結納税制度・単体納税制度との比較	207
⑤	貸倒引当金	209
1	貸倒引当金の繰入限度額	209
2	連結納税制度・単体納税制度との比較	210
⑥	資産の譲渡に係る特別控除額の特例	212
1	定額控除限度額	212
2	連結納税制度・単体納税制度との比較	214
⑦	過大支払利子税制	216
1	対象純支払利子等の額の損金不算入額	216
2	連結納税制度・単体納税制度との比較	218
3	適用関係・経過措置	220
⑧	利益・損失の二重計上の防止規定 (通算制度特有の規定)	221
1	通算子法人株式のグループ内の譲渡損益・評価損益の非計上	222

2	通算子法人株式の帳簿価額	226
3	通算制度の開始・加入に伴う離脱見込み法人株式の時価評価	227
4	実務のポイント	230

第IV章 グループ調整計算(2) ～税額調整

①	所得税額控除	234
1	所得税額控除額の計算	234
2	連結納税制度・単体納税制度との比較	236
②	外国税額控除	238
1	外国税額控除額の計算	238
2	控除余裕額又は控除限度超過額の繰越し	244
3	修更正があった場合	245
4	連結納税制度・単体納税制度との比較	251
③	試験研究費控除	252
1	試験研究費控除額の計算	252
2	修更正があった場合	265
3	連結納税制度・単体納税制度との比較	274
④	特定同族会社の特別税率	276

1	特定同族会社の特別税率	276
2	経過措置	281
3	連結納税制度・単体納税制度との比較	281
⑤	欠損金の繰戻還付	283
1	欠損金の繰戻還付額の計算	284
2	経過措置	290
3	連結納税制度・単体納税制度との比較	290

第V章 グループ通算制度適用の有利不利判定

①	連結納税制度と通算制度の有利不利	294
1	100%親法人に繰越欠損金がある場合 (連結納税から移行した場合と新たに通算制度を開始した場合の有利不利)	294
【設例1】 令和4年12月期から連結納税制度を適用している場合／296		
【設例2】 令和5年12月期から通算制度を開始する場合／300		
2	連結納税への加入と通算制度への加入の有利不利	304
【設例3】 加入法人が保有する時価評価資産に含み益がある場合 (含み益資産の売却予定なし)／306		
【設例4】 加入法人が保有する時価評価資産に含み損がある場合 (含み損資産の売却予定なし)／308		

設例 5 加入法人が保有する時価評価資産に含み損がある場合
(含み損資産の売却予定あり) / 310

設例 6 加入法人が保有する時価評価資産に含み損がある場合
(新規事業の開始及び含み損資産の売却予定あり) /
314

3 連結納税からの離脱と通算制度からの離脱の有利不利…317

設例 7 子法人株式を売却する場合 (子会社が含み損益のある資産を有していない場合) / 318

設例 8 子法人株式を売却する場合 (子会社が含み益のある資産を有している場合) / 321

設例 9 子法人株式を売却する場合 (子会社が含み損のある資産を有している場合) / 324

設例 10 正のれんがある子法人株式を売却する場合 / 327

設例 11 負のれんがある子法人株式を売却する場合 / 331

4 中小連結親法人が通算制度に移行する場合の有利不利…334

設例 12 法人税の軽減税率の適用 / 335

設例 13 欠損金の繰越控除限度額の不適用 / 338

5 特定同族会社に該当する連結親法人が通算制度に移行する場合の有利不利 …340

設例 14 特定同族会社の留保金課税の適用を受けている連結納税グループが通算制度に移行する場合 (グループ内配当がある場合) / 342

設例 15 特定同族会社の留保金課税の適用を受けている連結納税グループが通算制度に移行する場合 (グループ内に欠損法人がある場合) / 345

6 連結子法人の適格合併を行う場合の有利不利 …347

設例 16 子法人を吸収合併する場合 (子法人株式の帳簿価額が簿価純資産より小さい場合) / 351

設例 17 子法人を吸収合併する場合（子法人株式の帳簿価額が
簿価純資産より大きい場合）／354

7 連結子法人を清算する場合の有利不利……………357

設例 18 子法人を清算する場合（残余財産の確定日が親法人の
事業年度終了日以外の場合）／362

2 単体納税制度と通算制度の有利不利……………369

1 グループ内に欠損金が発生する法人がある場合の有利不利…369

設例 19 純粋持株会社が通算親法人となる場合／370

設例 20 グループ内に欠損法人がある場合／372

2 欠損金の期限切れが見込まれる子法人がある場合の有利不利…375

設例 21 子法人の繰越欠損金の早期使用が見込まれる場合／
376

設例 22 子法人の繰越欠損金の控除限度額が少なくなる場合／
378

3 外国税額控除の有利不利……………383

設例 23 外国税額控除限度額が大きくなる場合／385

設例 24 外国税額控除限度額が小さくなる場合／388

4 試験研究費の税額控除の有利不利……………390

設例 25 税額控除上限額が大きくなる場合／392

設例 26 税額控除上限額が小さくなる場合／394

設例 27 税額控除割合が小さくなる場合／396

設例 28 税額控除割合が大きくなる場合／398

5 中小法人等の優遇措置の有利不利……………400

設例 29 グループ内に資本金の額が1億円を超える法人がある
場合／401

6	特定同族会社の留保金課税の有利不利	403
	設例 30 通算グループの中に欠損法人がある場合	404
7	通算グループへの加入に関する有利不利	406
	設例 31 完全子会社化を予定している子法人が含み益のある資産を保有している場合（含み益資産の売却予定なし）	
		／ 409
	設例 32 完全子会社化を予定している子法人が含み損のある資産を保有している場合（含み損資産の売却予定なし）	
		／ 412
	設例 33 完全子会社化を予定している子法人が含み損のある資産を保有している場合（含み損資産の売却予定あり）	
		／ 414
	設例 34 完全子会社化を予定している子法人が含み損のある資産を保有している場合（新規事業の開始及び含み損資産の売却予定あり）	418
8	通算子法人となる法人の株式を譲渡する場合の有利不利	421
	設例 35 通算子法人となる子法人の株式を譲渡する場合	423
9	通算子法人となる法人の適格合併を行う場合の有利不利	426
	設例 36 通算子法人となる子法人を吸収合併する場合（子会社株式の帳簿価額が簿価純資産よりも小さい場合）	
		／ 432
	設例 37 通算子法人となる子法人を吸収合併する場合（子会社株式の帳簿価額が簿価純資産よりも大きい場合）	
		／ 436
10	通算子法人となる法人を清算する場合の有利不利	439
	設例 38 通算子法人となる子法人を清算する場合	445

凡　例

本書中、法令・通達の名称については、以下のとおり省略しております。

法令等の名称	本文中略語
法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）	法 法
法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）	法 令
法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）	法 規
租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）	措 法
租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）	措 令
租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）	措 規
地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）	地 法
地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）	地 令
地方法人税法（平成 26 年法律第 11 号）	地法法
地方法人税法施行令（平成 26 年政令第 139 号）	地法令
国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）	通則法
消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）	消 法
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律	震災税特法
所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年 3 月 31 日法律第 8 号）	令和 2 年改正法
法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年 6 月 26 日政令第 207 号）	令和 2 年 6 月改正法令
法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年 6 月 30 日財務省令第 56 号）	令和 2 年 6 月改正法規
法人税基本通達（昭和 44 年 5 月 1 日付直審（法）25）	法基通
連結納税基本通達（平成 15 年 2 月 28 日付（課法 2-3 ほか））	連基通

法令等の名称	本文中略語
グループ通算制度に関する取扱通達（令和2年9月30日付 (課法2-33)ほか)	グ通通
租税特別措置法関係通達（法人税編）	措通

* 法令の表記

- (例) 租税特別措置法第69条の4第3項第1号
→ 措法69の4③一

* 通達の表記

- (例) 法人税基本通達9-1-19
→ 法基通9-1-19

第Ⅰ章

連結納税制度から
グループ通算制度へ
～抜本改正の背景



I 制度改正の趣旨・背景

平成14年に導入された連結納税制度は、平成22年の欠損金の持込制限の緩和等の改正を経て、日本の企業グループに広く浸透しているようにみえた。しかし制度自体複雑であり、税額計算・申告書作成に手間がかかりすぎるという批判があり、税制調査会において平成30年11月に第1回の「連結納税制度に関する専門家会合」が行われ、令和元年8月まで5回にわたり以下の視点から議論がなされた。

1 事務負担の軽減を図る観点からの簡素化

制度の簡素化により、企業の事務負担の軽減を図ることで、企業グループの事務処理能力の差が制度の選択に与える影響を小さくし、同様の経営を行っている企業グループ間での課税の中立性を確保する。併せて、修正・更正事由が生じた場合の事務負担の軽減も図る。

2 経営形態の選択に対する中立性

複数の法人格を1つにする、あるいは特定の事業部門を分社する、また持株会社形態に移行するなど、企業のグループ経営は様々であるところ、経営形態の差により課税が異なることがないよう、経営

形態の選択に対して課税の中立性を確保する。

議論の結果は、「連結納税制度の見直しについて」として報告され、新たな仕組みである通算制度の方向性として、

【現状の枠組みの継続】

- ① 損益通算を維持する。
- ② 対象法人は完全支配関係を要件とする。
- ③ 連結納税制度と同様に選択制とする。
- ④ 事業年度は親法人の事業年度に統一する。
- ⑤ 包括的な租税回避行為防止規定を維持する。
- ⑥ 連帶納付責任を維持する。

【制度の簡素化】

- ⑦ 連結納税グループ全体を1つの納税主体として申告する方式から、各社が個別に申告する方式とする。
- ⑧ 修正申告、更正処分時の全体再計算を行わず、損益通算する額は当初申告額に固定する。
- ⑨ 税負担を不当に減少させこととなると認められるときは職権更正による全体再計算ができることとする。

【中立性の確保、課税の適正化】

- ⑩ 通算制度の開始・加入時の時価評価課税、繰越欠損金の持ち制限は組織再編税制との整合性を取る。
- ⑪ 親法人の通算制度適用前の繰越欠損金の控除を自己の所得に制限する。
- ⑫ グループ通算に持ち込まれる含み損益の利用制限、繰越欠損金の利用制限は組織再編税制との整合性を取る。

- ⑬ 資産の譲渡益と投資簿価修正と合わせた課税逃れを防止する。
- ⑭ 通算グループからの離脱時に時価評価を行う。

などの考え方が示された。

なお、グループ全体での調整計算が必要な項目は、制度の簡素化という点で検討がなされたが、特に研究開発税制、外国税額控除については、その税メリットにより連結納税制度を選択している企業グループも多く、企業グループ内での研究開発機能の集中、海外投資の親法人への集中といった企業経営の実態が考慮され、税制改正大綱では通算グループ全体での控除額計算が維持される一方で、修正申告、更正処分時の他の通算法人への影響は遮断されることになった。

また、通算制度を適用しない企業グループとの中立性の観点から、グループ法人税制等の見直しがなされ、受取配当益金不算入における負債利子控除額（配当額の4%）及び株式区分の判定（完全支配関係があるグループ全体で判定）、寄附金の損金算入限度額（各法人が資本金及び資本準備金により計算）、過大支払利子税制（各法人が損金不算入額を計算）、貸倒引当金（完全支配関係法人間の金銭債権は対象外）、資産の譲渡に係る特別控除（定額控除限度額を完全支配関係があるグループ全体で5,000万円とする）が改正された。

その他、個別申告を前提とする通算制度では、連結納税制度における個別帰属額の考え方はないが、損益通算等の効果により減少する税負担額について通算法人間で金銭等の授受が行われることが想定されるところ、通算税効果額としての整理がなされ、連結納税制度における個別帰属額の精算と同様に、各通算法人の課税所得の計算上、益金不算入、損金不算入となることが手当てされている。



2 連結納稅制度との比較

◎図表 1-1

項目	グループ通算制度	連結納稅制度	参照
適用法人	内国法人を通じた完全支配関係のみがある内国法人のグループ（青色申告の取り消し後5年、取りやめ後1年を経過しないものを除く）	内国法人を通じた完全支配関係のみがある内国法人のグループ	第Ⅱ章 1 適用法人
適用方法	承認申請による選択適用（原則として、最初の連結事業年度の開始日の3月前までに承認申請）（親法人設立事業年度の翌事業年度から適用する場合の見直しあり）	承認申請による選択適用（原則として、最初の連結事業年度の開始日の3月前までに承認申請）	第Ⅱ章 2 適用方法
納稅主体	各通算法人（個別申告）	連結親法人（連結申告）	第Ⅱ章 3 納稅主体等
連帶納付責任	連帶納付責任あり	同左	第Ⅱ章 3 納稅主体等
事業年度	親法人の事業年度	同左	第Ⅱ章 4 事業年度

項目	グループ通算制度	連結納税制度	参照
青色申告制度	<p>青色申告を前提とした制度となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ通算制度の承認を受けた場合には、青色申告の承認を受けたものとみなされる。 ・青色申告の承認を取り消された場合には、グループ通算制度の承認を取り消されたものとみなされる。 ・グループ通算制度の承認の却下事由に、青色申告の承認の却下事由と同様に帳簿書類の隠蔽・仮装その他不実の記載又は記録があると認められる相当の理由があることが加えられる。 	<p>青色申告の制度はない（青色申告とは別の制度）。</p>	<p>第Ⅱ章 5 申告及び納付 ① 青色申告との関係</p>
電子申告制度	<p>適用法人は、法人税・地方法人税の確定申告書、中間申告書、修正申告書及びその添付書類の電子申告が義務化される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親法人の電子署名により子法人の申告及び申請、届出等を行うことができる」とされるほか、ダイレクト納付についても所要の措置が講じられる。 	<p>連結親法人の資本金の額が1億円超である場合には、e-Taxによる連結確定申告書及びその添付書類の電子申告が義務化される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結親法人が連結確定申告書及び個別帰属額等の届出書をe-Taxにより提出した場合には、連結子法人による個別帰属額等の届出書の提出は不要 	<p>第Ⅱ章 5 申告及び納付 ② 電子申告</p>

項目	グループ通算制度	連結納税制度	参照
中間申告	<p>前年実績による中間申告は各通算法人で個別に行う。</p> <p>仮決算による中間申告は通算グループ内のすべての法人が行わなければならぬ。</p> <p>住民税、事業税については仮決算による中間申告はできない。</p>	<p>前年実績による中間申告、仮決算による中間申告とともに、連結納税グループ全体で行う。</p> <p>同左</p>	第Ⅱ章 5 申告及び納付 ② 電子申告
法人税額の精算	<p>個別申告が前提であり、税負担額の授受の規定はない。</p> <p>授受する金額は損金の額及び益金の額に算入しない。</p>	<p>個別帰属額の精算は任意</p> <p>精算する金額は損金の額及び益金の額に算入しない。</p>	第Ⅱ章 5 申告及び納付 ③ 通算税効果額の精算
申告期限	親法人の申請により、原則2月の延長	同左	第Ⅱ章 5 申告及び納付 ④ 申告期限の延長
損益通算	通算グループ内の欠損法人の欠損金額を所得法人に配分	連結納税グループ内の所得金額と欠損金額の合算	第Ⅱ章 6 所得計算及び法人税額の計算 ① 損益通算
繰越欠損金の通算	<p>控除限度額は通算グループ内の各法人の欠損金控除前の所得金額（損益通算後）の50%相当額（中小法人等の場合 100%）の合計額</p> <p>控除方法は連結納税と同様</p>	<p>控除限度額は連結所得金額の50%相当額（連結親法人が中小法人等の場合は100%）</p> <p>特定連結欠損金と非特定連結欠損金の区分に応じ控除額を計算</p>	第Ⅱ章 6 所得計算及び法人税額の計算 ② 繰越欠損金の通算

項目	グループ通算制度	連結納税制度	参照
税率	通算グループ内の各法人の適用税率 • 通算グループ内のいずれかの法人が中小法人に該当しない場合は、通算グループのすべての法人が中小法人に該当しない。 • 中小法人の軽減税率の適用対象所得金額は、年 800 万円を所得法人の所得の金額の比で配分した金額	連結親法人の適用税率 • 中小法人の軽減税率の適用可否は連結親法人の資本金の金額により決定	第Ⅱ章 6 所得計算及び法人税額の計算 ③ 税率
中小法人等向け措置	通算グループ内のいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合は、すべての通算法人が適用除外	連結親法人が中小法人等であれば適用	第Ⅱ章 6 所得計算及び法人税額の計算 ⑤ 中小法人等向け措置
修正申告	各通算法人にて個別に行う（他の通算法人への影響を遮断）。	連結納税グループ全体で行う。	第Ⅱ章 7 修更正があった場合の処理
更正処分	各通算法人に対して個別になされる（他の通算法人への影響を遮断）。	連結納税グループ全体に対してなされる。	
加入時期の特例	完全支配関係を有することとなった日の翌月又は翌事業年度から	完全支配関係を有することとなった日の翌月から	第Ⅱ章 8 開始・加入 ① みなし事業年度

執筆者一覧

税理士 塩島一茂
税理士 柳澤昌秀
公認会計士 高田昂志
公認会計士 発知謙次
公認会計士 小柴 優
税理士 藤井邦昌
税理士 林 廉絢
税理士 田中かおり
足立憲彦
税理士 佐藤利洋

【法人紹介】

▶ EYについて

EYは、「Building a better working world（より良い社会の構築を目指して）」をパーサスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

▶ EY 税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、ey.com/ja_jp/people/ey-taxをご覧ください。

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY Japan株式会社及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。ey.com/ja_jp